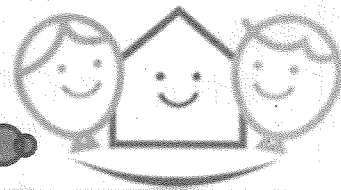


「長崎県居住支援協議会 大村市勉強会」 参加希望不動産業者様の募集について

住宅の確保に困っている住宅確保要配慮者(※)
への居住支援に興味のある不動産業者の皆様

- ・新たな住宅セーフティネット制度について学んでみませんか？
- ・一緒に住宅確保要配慮者の居住支援活動をしてみませんか？
- ・空き家を有効活用してみませんか？



※住宅確保要配慮者とは…高齢者世帯、障害者世帯、新婚世帯、子育て世帯、被災者世帯、被生活保護者、低額所得世帯、犯罪被害者、DV被害者、外国人世帯、移住者等の住宅の確保に特に配慮を要する者

長崎県居住支援協議会とは

新たな住宅セーフティネット法に規定された協議会。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、県や市町、不動産団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を目的とした協議会です。

メンバー：長崎県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会長崎県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、長崎県社会福祉協議会、アイディールコミュニティーケア(株)、長崎県地域生活定着支援センター、社会福祉法人 みのり会、社会福祉法人 南高愛隣会、県内全市町、長崎県 計 30 団体

大村市勉強会とは

長崎県居住支援協議会に属する、ワーキンググループの一つ。新たな住宅セーフティネット制度について学び、大村市における住宅確保要配慮者への居住支援活動の推進を図るため、実際に居住支援に携わっている各分野の担当者間のネットワークを構築し、情報共有を行い、実行性のある居住支援の実施を目的とした勉強会です。

メンバー：市(住宅部局、福祉部局)、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、居住支援法人、地元不動産業者、居住支援活動に積極的な大家、県住宅課、その他(居住支援に従事している関係者)等(予定も含む)

不動産業者様が参加するメリット等

住宅セーフティネット制度等の住宅行政に関する最新の情報を県の担当者から直接聞くことができます。また、住宅確保要配慮者から入居の相談があった場合、優先的に紹介できます。

なお、勉強会に参加して頂く不動産業者様には、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の掘り起し、空き家等の情報提供、行政機関へのアドバイス等をお願いしたいと思います。

開催時期等(予定)

開催地：大村市役所

次回予定：11月下旬の午後3時間程度

(メンバーの予定にあわせ日程調整します)

開催頻度：年2回程度を予定

申込み方法

裏面申込書を記入の上、長崎県居住支援協議会大村市勉強会事務局 アイディールコミュニティーケアへFAXもしくはメールしてください。(FAX番号：095-813-5223)
(Mail: tokumasu@ideal.nagasaki.jp)

申込み期限

令和元年10月4日(金)

※なお、申込者多数の場合は、先着順で参加人数を調整させていただきます。

問い合わせ先

長崎県居住支援協議会大村市勉強会事務局
アイディールコミュニティーケア 徳益
(電話：095-894-7110)

※申込みは本用紙にて令和元年10月4日(金)までに下記へFAXもしくはメール
お願いします。

送付先：アイディールコミュニティーケア(株) 徳益 行き

FAX 番号：095-813-5223

Mail: tokumasu@ideal.nagasaki.jp

「長崎県居住支援協議会 大村市勉強会」参加申込み書

■会社名： _____

■代表者名： _____

■担当部署・担当者名： _____

■連絡先 電話： _____ FAX： _____

メールアドレス： _____

■ご意見・要望等があればご記入ください。
